

議案第 57 号

市川市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に
関する条例の制定について

市川市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に
関する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 16 日提出

市川市長 千葉 光行

市川市条例第 号

市川市介護従事者処遇改善臨時特例基金の設置、管理及び処分に
関する条例

(設置)

第 1 条 本市は、介護従事者の処遇改善を図ることを目的として国が平成 21
年度に介護報酬の改定を行うことにかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の
急激な上昇を抑制するため、市川市介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下
「基金」という。）を設置する。

(積立)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

- (1) 国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金の金額
- (2) 第 4 条の規定により編入される金額

2 前項第 1 号に掲げる金額は一般会計歳入歳出予算で、同項第 2 号に掲げる
金額は介護保険特別会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方

法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次に掲げる場合に限り、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(1) 介護報酬の改定に伴う第1号被保険者の介護保険料の増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号の介護保険料の増加額の軽減に係る広報啓発に要する費用その他当該介護保険料の増加額の軽減に係る措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を介護保険特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

理 由

介護従事者の処遇改善を図ることを目的として国が平成21年度に介護報酬の改定を行うことを踏まえ、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源として当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、介護従事者処遇改善臨時特例基金を設ける必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。